

第Ⅰ部

政治変動と農村社会

第1章

ルワンダの政治変動と土地問題

はじめに

1990年代のルワンダは長期の内戦と凄惨な虐殺を経験したが、その要因として農業・農村の危機、とりわけ土地問題の深刻さがしばしば指摘されてきた。そこでは概ね次のような説明がなされる。急激な人口増加によって耕地が不足し、休閑期間の減少がもたらす土壤劣化や土地の細分化によって持続的な農業の維持に必要な環境が破壊され、農業生産が停滞する。自給農業が立ちゆかなくなつて農村経済が破綻し、社会的緊張が高まって虐殺へとつながつていった、というものである。確かに、ルワンダがアフリカではきわめて人口稠密な国であること、また過度な土地利用による土壤劣化や土地の細分化が進行していることは事実である。生産統計をみても、1980年代以降は農業生産が長期的に停滞している⁽¹⁾。

しかしながら、ルワンダの土地問題を考えるうえで、そうしたいわば人口学的あるいは生態学的な説明だけでは明らかに不十分である⁽²⁾。1990年代前半の内戦中、ルワンダでは土地をめぐる紛争が頻発しており、それが暴力の拡大に影響を及ぼしたことは間違いない（André et Platteau [1996]）。しかしながら、それは単に土地が狭隘だ、土壤が劣化したという問題ではなかった。ルワンダにおいて土地をめぐる紛争が絶えないのは、狭隘さに加えて、そこに複数の人々の権利が入り組んで存在することが影響している。一片の土地に複数の権利が重層的に存在することはアフリカで広くみられる現象だが⁽³⁾、

ルワンダの状況はそれ以上に錯綜している。それは、この国が近代において経験した激烈な政治変動が、そのまま土地に投影され、そこに織り込まれているからである。ルワンダの複雑な土地制度や土地法は政治変動の産物であり、それ自体が次なる紛争の種になってきた。ルワンダの土地問題は人口や環境の影響とともに、政治変動の影響を強く被っているのである。したがってこの問題を理解するためには、土地制度や土地所有の実態把握と並んで、土地をめぐる政治状況の歴史的分析が欠かせない。

1994年にルワンダの内戦は終結したが、現在に至るまで土地問題の深刻さは解消されていない。内戦後に成立した新政権はこの問題を重視する姿勢をみせており、ルワンダ国内でも土地をめぐる議論が活発化しつつある。これ自体は歓迎すべきことだが、残念ながらこれまでのところあまり議論が深化しているように思えない。土地問題の潜在的危険性こそ指摘されるものの、実態調査に基づいて具体的な問題の所在を明らかにした研究はほとんどないのである。これでは適切な対策を講じることはできない。今日のルワンダにおける土地問題を理解するためには、土地制度と土地所有の変化、そしてそれらに影響を与えた政治変動を歴史的に跡づけることがまずもって必要である。本章では、先行研究の整理と筆者自身の調査データから、土地利用の実態的側面と政治変動との関連を植民地期から現在に至る時間軸で分析し、今日のルワンダにおける土地問題の性格を浮かび上がらせたい。

本章が扱うのは直接的にはルワンダの問題であるが、土地と政治の関連が従来以上に注目されているアフリカの今日的文脈において、分析は一国の事例研究以上の意味をもつ。今日のアフリカにおける土地問題は、概ね次の2点に集約される。第1に、アフリカ各国における土地紛争の頻発である。ケニア、コンゴ民主共和国⁽⁴⁾、ガーナ、コートジボワール、ジンバブエなど、最近土地をめぐって暴力的な衝突が発生した国は数多い⁽⁵⁾。第2に、1980年代後半以降、アフリカの多くの国で土地法の改革が議論され、あるいは実行に移されていることである⁽⁶⁾。以上の2点は、いずれも土地の管理にどのような形で国家が関与するかという問題に関連している。ルワンダにおける土地と国

家の関係を歴史的に跡づけるという本章の課題は、他国の土地紛争を理解し、あるいは土地法改革を評価するうえで有益な視座を提供すると考える。

本章の構成は次のとおりである。第1節で、植民地期以前の土地制度とその植民地期における変容について説明する。植民地期末期に噴出した土地問題は現在に至るまで影響を及ぼしており、その分析は今日の問題を理解するために不可欠である。第2節では、土地問題に直接関係する政治変動として難民の発現に注目し、ルワンダにおいてどの程度の難民が、いつ、いかなる理由によって生じたのかを政治変動と関連づけて説明する。これを踏まえて第3節では、内戦（1990～94年）以前のルワンダにおける土地所有⁽⁷⁾の構造と特質について、統計や先行研究を利用して分析する。そして第4節で、筆者が実施した実態調査を中心として内戦後の土地所有と土地の移転について論じ、むすびにおいてその特質を考察する。

第1節 伝統的土地保有構造とその変容⁽⁸⁾

1. 植民地化以前の土地制度

1899年にドイツの保護領となる以前、ルワンダは中央集権的な王国であった。植民地化以前の土地制度はかなり複雑だが、後の議論に関連する範囲で述べるなら、それは二つに大別できる。すなわち、ウブコンデ（ubukonde）⁽⁹⁾とイサンブ＝イギキンギ（isambu-igikingi）である。

ウブコンデとは、未占有地である森林を開墾することで土地への権利を得るシステムである⁽¹⁰⁾。先に開墾した集団がその土地に対する権利を得るもので、同様の原理はアフリカ各地でみられる。王宮支配下の地域では後述するイサンブ＝イギキンギが卓越しており、ウブコンデは王宮の政治力が及ばない地域、とくに北西部のルヘンゲリ（Ruhengeri）やギセニイ（Gisenyi）で一般的であった（地名については図1参照）。ウブコンデにおいて土地権利を有し

図1 ルワンダの行政区分と調査地の位置



(注) 県名。下線を付したものが調査地。

(出所) 筆者作成。

ていたのは、ウムリヤンゴ (*umuryaango*) やインズ (*inzu*) などの親族集団 (リネッジ) であり⁽¹¹⁾、そのチーフが土地配分権を行使した。

ウブコンデのもう一つの特徴は、クライアントの存在である。ルワンダは植民地期以前から比較的人口稠密であったが、土地を求めて移動する家族が未開墾地をみつけられない場合、土地権利を有する他のリネッジに要請して彼らの土地に入植させてもらい、土地用益権を得ることがあった。こうして土地を得た集団は、もともとその土地に権利をもっていたリネッジ (これをウムコンデ <*umukonde*, 複数形 *abakonde*> と呼ぶ) のクライアント (これをウムゲレルワ <*umugererwa*, 複数形 *abagererwa*> と呼ぶ) として位置づけられ、ウムコ

ンデに対して貢納や賦役の義務を負った。両者の関係は、一般的な土地貸借関係とは異なり、土地を介したパトロン・クライアント関係と理解されている。クライアントに対する要求は、収穫後にバナナのビールや蜂蜜を供出させる程度でそれほど厳しくないが、クライアントとしての位置づけは生涯変わらない⁽¹²⁾。クライアントは単なる借地農ではないのである。こうしたクライアントを「伝統的クライアント」(client coutumier) と呼ぶ⁽¹³⁾。

ウブコンデがルワンダ王国周縁部の土地制度であったのに対して、王宮権力の支配下にある地域ではイサンブ=イギキンギ制度が卓越していた。これは王宮による統治の浸透とともにあってウブコンデ制度が変容したものである。イギキンギとは、ルワンダ王国の支配者である王（ムワミ <*mwami*>）が臣下に与えた放牧地のことである。ルワンダ王宮は、征服した地域に王の直属の臣下を送り込み、彼らにイギキンギを与えて地方行政（主として貢納などの徵発）を担わせることで統治体制を確立していった。イギキンギはルワンダ王国の中心部である中南部や東部に多かった⁽¹⁴⁾。

ただし、王宮の統治下にある土地がすべてイギキンギと化したわけではない。多くの土地は、イギキンギのような直接的な形でチーフの支配下に入ることはなかったが、従来もっていた政治的自律性を喪失し、上部の政治権力に対して賦役、貢納義務を負うことになった。イサンブとはこのような土地を指している⁽¹⁵⁾。ウブコンデが開拓リネッジによって開墾された土地であり、その保有者は政治的な自律性をもっていたのに対して、イサンブはチーフなど上部政治権力によって画定され、与えられた土地である。イサンブはリネッジに対してではなく通常核家族の家長に与えられ、それぞれの家族が上部政治権力に対して賦役、貢納の義務を負った⁽¹⁶⁾。このように、イサンブ保有者は上部の政治権力に対するクライアントと位置づけられる一方で、自分のイサンブにおける耕作には裁量権をもち、その土地を貸し、またそこに自らのクライアントを入植させる権利を有していた。

ここでは、ウブコンデ制度においても、イサンブ=イギキンギ制度においても、土地を介するパトロン・クライアント関係が成立していたことに注意

する必要がある。前者の場合、土地の最初の開墾者であるウブコンデ保有リネッジとその「伝統的クライアント」との間にこの関係が成立している。もっとも、これは常に二層の関係というわけではなく、ウブコンデ保有者がクライアントをもたない場合もあったし、逆に用益権を得た「伝統的クライアント」が土地の一部にさらに自分たちのクライアントを入植させ、それ以上の重層性を帯びる場合もあった。他方、イサンブ＝イギキンギにおいては、その関係は通常著しく重層的である。イギキンギ保有者のチーフはムワミのクライアントであり、イギキンギの最終的権利はムワミがもっている。すなわちチーフがムワミの意に添わない行動にでれば、ムワミは彼に与えたイギキンギを取り上げる権利を有する。イサンブについても状況は同じであって、イサンブ保有者の直接のパトロンはチーフだから、すべてのイサンブは最終的にはムワミに帰属する。すなわち、王宮の支配下にある土地はすべて、原則的にムワミが最終的権利を有するのである。さらに、イサンブ保有者自身がクライアントを有することも稀ではないから、ムワミに始まり、チーフを経てイサンブ保有者のクライアントに至る、パトロン・クライアント関係の連鎖がここに存在する。

以上二つの土地制度について、ツチ (*Tutsi*) とフツ (*Hutu*) というルワンダのエトニーとの対応関係を考察しておこう。ツチとフツという集団の区分が、とりわけ植民地期以前において曖昧であり、強固なエスニック・アイデンティティーをもっていたかどうかさえ定かでないことは武内 [2000b] で述べたとおりであり、そうしたカテゴリーを用いた記述は慎重でなければならない。ただ、虐殺や内戦と土地問題との関連を考察するという本章の目的に照らして、その点に触れずに済ますことはできない。まず、ウブコンデについていえば、ルワンダ王宮から政治的に自立した地域の土地制度であり、土地権利を有するウムコンデも、その「伝統的クライアント」も、いずれもフツであった(少なくとも自分がツチだという意識を有してはいなかった)と考えてよい。他方、イサンブ＝イギキンギに関しては、ムワミから直接イギキンギを得たチーフはツチと考えてよい。チーフのクライアントであるイサンブの

保有者には、フツもツチもいたと考えるのが妥当だろう。ツチは多くの牧畜民がそうであるように、通常牧畜だけではなく農耕にも従事していたからである⁽¹⁷⁾。植民地化以前の時期、イサンブ＝イギキンギ制度が卓越した地域において、重層的なパトロン・クライアント関係の上層にツチが、下層にフツが多くかったことはおそらく事実であろう。しかし、両者の関係は入り組んだものであり、たとえばツチのすべてが貴族や支配層であったとはいえない。ツチにせよ、フツにせよ、内部的には相当の階層分化があり、それに対応して社会的位置も多様であったとみるべきである。

以上の議論から明らかなように、植民地化以前に存在した土地制度のうちイサンブ＝イギキンギは、ルワンダ王国の国家形成とともに発達したものである。自律的な政治領域が王国の支配下に入るにつれて、ウブコンデからイサンブ＝イギキンギへと土地制度が変容していったのである。植民地化以前の段階においても、ルワンダの土地制度は国家と密接な関係をもっていたといえよう。

2. 植民地期の変化

先に述べた状況は、植民地化とともに大きく変容する。ルワンダは1899年にドイツの保護領となり、第一次世界大戦後はベルギーが委任統治領として実質的な植民地統治を行った。ドイツ領時代の重要な変化は、国境が確定されるとともにドイツの圧倒的な軍事力を背景として全土が「平定」され、中央王宮に従属したことである。たとえば、先述したように、ウブコンデが卓越する北西部は、植民地化以前は中央王宮から政治的に自立していたが、この時期ムワミとの関係を重視するドイツの積極的な軍事支援によって「平定」された。植民地化以前におけるルワンダ王国の領域は諸侯の反乱が絶えなかつたため流動的で、近代的な領域統治が実現されていたわけでは決してなかった。しかし、ドイツの植民地化によって領域が画定され、その間接統治政策のもとで、植民地権力の軍事力をバックとしたムワミの支配体制が確立

したのである⁽¹⁸⁾。

ベルギー統治時代にもルワンダ社会に著しい変化がもたらされた。ここでは2点に絞って述べておく。第1に、1926年に始まる一連の行政機構改革の影響である⁽¹⁹⁾。改革の一つの眼目は、ルワンダ伝統社会の特質と考えられたツチによる支配体制を維持しつつ、行政機構を合理化することであった。ルワンダ王国の複雑な行政制度は大幅に簡略化され、首長領(chefferie)や副首長領(sous-chefferie)も相当数が統廃合された。たとえば、従来の行政制度において、一般の人々は日常的に3人のチーフの監督下におかれていた。すなわち、農産物の貢納の徵発を担当する土地チーフ(*umunyabutaka*)、畜産物貢納の徵発を担当する牧畜チーフ(*umunyamukkenke*)、そして両者を統括する丘チーフ(*umutware b'umusoozi*)である。このうち、牧畜チーフと軍チーフは一般にツチであり、土地チーフは通常フツであった。複数のチーフと交渉することを嫌ったベルギーは、サブチーフ(sous-chef)職をおいて、地方行政の権限を一任した。植民地当局や、それに強い影響力を行使したカトリック伝道団は、ルワンダの伝統的社會システムは中世ヨーロッパと同じ封建制であり、そこではツチが支配者でフツが「農奴」だという認識を共有していたため⁽²⁰⁾、サブチーフにはツチが任命されることが常であった。その結果、地方行政の権限が一部のツチによって独占的に掌握され、彼らが強大な裁量権を手にすることとなった。

第2の変化は、賦役や貢納が金納化されるとともに、農民の義務が全体として強化されたことである。植民地当局は1920年代以降、数多くの種類があった賦役や貢納を制限する一方で、それらを金納化する政策を進めた。これは「農奴」と目されたフツの負担軽減を目指した政策であったが、所期の目的に反する結果に終わった。それまで賦役や貢納はリネッジや複数の家族を単位として課せられる場合もあったが、成文法の規定によってそれらが厳密に個々人の義務とされたからである。それに加え、植民地当局によってさまざまな義務が導入された。人頭税、強制栽培制度、あるいは換金作物(とくにコーヒー)栽培などが課され、農民の義務はこれまでになく増大した。厳しい義務

を逃れるため、この時期ウガンダやタンガニーカへの出稼ぎが急増している（Reyntjens [1985: 131-142]）⁽²¹⁾。

上記の変化は、ルワンダ社会に著しい影響を与えた。土地問題との関連でまず指摘すべきは、ウブコンデが卓越する北西部の政治的自律性が失われ、そこに王宮からチーフ、サブチーフが送り込まれた結果、土地をめぐって非常に錯綜した状況が生まれたことである。彼らは、新たに獲得した地方行政権力を背景に、ウブコンデ保有者の了承を得ることなく、自らのクライアントをそこに入植させていった。従来のウブコンデ制度にみられた「伝統的クライアント」とは異なり、サブチーフらの政治力を根拠として土地用益権を獲得した彼らのクライアントを「政治的クライアント」（client politique）と呼ぶ⁽²²⁾。彼らはツチである場合も、フツである場合もあったと考えられるが、いずれにせよウブコンデ保有者との間に深刻な軋轢を生み、後の土地紛争に繋がっていった。

植民地期末期になると、先述した農民に対する義務の強化や、植民地政府が推進した一連の近代化政策、あるいは独立を控えた政治情勢とともに意識変化によって、ルワンダ農村の土地紛争が頻発するようになった。植民地期末期の土地紛争について、Adriaenssens [1962]は次のように類型化している。

ウブコンデ地域の土地紛争は2種類に大別できる。第1に、もともとの土地権利者であるウブコンデ保有リネッジの成員と、植民地化以降に入植したサブチーフや彼らとともにやって来た「政治的クライアント」との間の紛争である。サブチーフや「政治的クライアント」のウブコンデ地域への入植は、植民地当局が王宮を軍事的に支えることで初めて可能になった。ウブコンデ保有者がこうした入植を不当だとして慣習法裁判所に訴えても、そこでは裁判官のほぼ全員がツチであり、ウブコンデ保有者側に有利な判決は期待できなかった。植民地期末期になってツチ中心の統治体制が揺らぎ始めると、抑圧されていたウブコンデ保有リネッジ側の不満が噴出する。ルヘンゲリやギセニイなどルワンダ北西部は、1959年に始まるツチ支配体制の崩壊（いわゆる

「社会革命」⁽²³⁾過程でツチに対する暴力が最も激しい地域となり、サブチーフなど政治権力者層や「政治的クライアント」の多くがこの地を追われた。

第2に、ウブコンデ保有者と彼ら自身の「伝統的クライアント」との紛争である。先に述べたように、植民地化以前における「伝統的クライアント」の義務はさして厳しいものではなく、ウブコンデ保有者との間に親密な関係を維持していた。しかしながら、植民地期に農民の義務が全般的に強化されるにつれて、ウブコンデ保有者の「伝統的クライアント」に対する賦役、貢納要求も強まり、人口増にともなって土地が不足するとクライアントにいつたん与えた土地を取り上げるようになってしまった。こうした事態にクライアント側は反発し、しばしば貢納を拒否して、ウブコンデ保有者による徵發權の廢止を訴えた。「社会革命」の結果、ルワンダが王制を廢して共和制を選択したこと、「伝統的クライアント」の主張を根拠づけた。彼らは、共和制とパトロン・クライアント関係とが原理的に両立しないことを主張して、制度の廢止を迫ったのである。

他方、イサンブ＝イギキンギにおける土地紛争についても二つの類型が観察された。第1に、イサンブ保有者と上位の政治権力（サブチーフやチーフ）との紛争である。このタイプの紛争が激化した理由としては、とくに植民地期に新たな食糧作物や工芸作物の導入によって農業が発展し、土地の価値が高まったこと、そして人口増加による土地不足を背景としてイサンブ保有者が上位の政治権力から土地を取り上げられる事態が増加したことが重要である。植民地末期の社会変動のなかで紛争は激化したが、「社会革命」によってツチのチーフやサブチーフが権力を喪失すると、イサンブは事実上の私有地となり、イギキンギも法的に廃止されて行政府に接収された。

第2に、イサンブ保有者と彼のクライアントとの間で発生した紛争である。これは、ウブコンデ保有者と「伝統的クライアント」との紛争と原理的に同じである。イサンブ保有者が上位の政治権力に対して、自らの土地に関わるパトロン・クライアント関係を廃し、より自律的な土地権利を求めたのと同じ行動を、彼らのクライアントも起こしたのである。

このように整理すると、植民地期末期の土地紛争には少なくとも二つの異なる対立軸が存在していたといえるだろう。第1に、土地を介したパトロン・クライアント関係に関わる対立軸である。この関係を根拠とする徴発や義務に反対し、個人に帰属するより強い土地への権利——所有権——を求める勢力と、従来の制度を維持しようとする勢力との対立がこれである。第2の対立軸は、植民地期に一部のツチによる支配体制が強化された結果をめぐるものである。政治力を背景にウブコンデ地域に入植したツチのチーフ、サブチーフや「政治的クライアント」と、ウブコンデ保有リネッジとの対立がこれにあたる。この二つの対立軸は、しかしながら、「社会革命」というさらにつきな政治的文脈に規定されていくことになる。

1959～61年の「社会革命」については詳述する紙幅がないが、宗主国ベルギーの支援を受けたフツ・エリートが独立（1962年）を前に政治権力を握り、ムワミを頂点とするツチ中心の支配体制が崩壊した過程と捉えられる。この政治的大状況のなかで、先の対立軸は土地法の改革という形で決着していく。イギキンギは「1960年5月2日付弁務官令No. 1/60」によって廃止され、共有の放牧地となって、その管理は副首長領（独立後はコミューン〈Commune〉）の評議会に委託されることとなった⁽²⁴⁾。もともとのイギキンギ保有者は、実際に自分が所有する牛の数に見合った面積の放牧地についてのみ権利を認められることになった⁽²⁵⁾。またこの法律によって、休閑中あるいは収穫後のイサンプで放牧をさせる権利など、イギキンギ保有者がクライアントであるイサンプ保有者に対してもっていたさまざま特権はすべて廃止された。これによって、イサンプは事実上、私的所有地の性格を帯びることとなる。

他方、北西部のウブコンデについては、さまざまな議論が戦わされたものの、結局「1961年5月26日付法令No. 530/1」によって、その存在を成文法上認められた。1959年の騒乱を受けて準備されたこの法律では、「政治的クライアント」の処遇が細かく規定され⁽²⁶⁾、同時にウブコンデ保有者による徴発権の禁止、「伝統的クライアント」の義務である賦役や貢納の金納化が定められた。しかしながら、法律は「伝統的クライアント」の存在を否定するもので

はなかった。すなわち、共和制下においてパトロン・クライアント関係を含む土地制度の存在を認めるという矛盾を抱えた法律が制定されたのである。この法律には、「社会革命」にともなうツチ、フツ関係の変化、あるいは北西部出身フツ・エリートの政治意識がそのまま映し出されていた⁽²⁷⁾。「1960年7月11日付政令 (décret)」が定められてすべての土地は国家に帰属することになり、原住民地は慣習法のもとでムワミに、非原住民地は成文法のもとで植民地国家に帰属するという法律上のダブルスタンダードは独立を前にして消滅した。しかし今度は北西部とそれ以外の地域との間で、土地法制度上のダブルスタンダードが残存することになったのである。

第2節 政治変動と難民

「社会革命」という巨大な政治変動は、新興のフツ・エリートに有利な土地制度の制定にとどまらない、甚大な影響をルワンダ社会に与えた。土地との関連で最も重要なのは、大量の難民発生である。いうまでもなく難民とは、権利を有する土地から非自発的 (あるいは暴力的) に離脱させられた人々である。難民となって国内外へ逃亡した人々が流出先で新たに土地を得ることは困難であり、彼らはいきおい故郷の土地への想いを抱きつつ、異郷で暮らすことになる。そして、機会があれば、故郷に戻ろうとする。「社会革命」以降のルワンダでは、大量の難民が周辺国へ流出し、あるいは帰還するという事態が数度にわたって発生している。かかる事態の繰り返しによって、ルワンダの土地問題はさらに錯綜してきた。本節では、「社会革命」以降の難民の動きについて論じる⁽²⁸⁾。

1959年11月1日にギタラマ (Gitarama) 周辺で始まった騒乱は急速に拡大し、軍事弁務官に急遽指名されたロジスト (Logiest) 大佐が同月10日には全土に非常事態宣言を発するに至った。襲撃や放火が相次いだこの騒乱の正確な犠牲者はわかっていない。国連は「概ね200名」と発表したが、同時にこれ

は明らかに過小評価であろうとも述べている。騒乱の拡大にともなって、故郷を脱出する避難民の数も増加した。1959年11月末には約7000人、1960年4月には約2万2000人が故郷を追われたと推計されている。その多くは当初国内のキャンプに収容されたが、次第にブルンジ、コンゴ、ウガンダ、タンザニアなど周辺国へ流出した (Lemarchand [1970: 167, 172])。

この時期の難民流出には、1959年11月騒乱の直接的影響以上に、その後の政治情勢が大きく作用した。11月騒乱においては、ツチのチーフやサブチーフが暴力の標的となり、彼らの多くが故郷を離れた。植民地当局は空席となつたポストに意図的にフツを登用し、それによってチーフ、サブチーフに占めるツチ、フツの割合が大きく変化した。表1が示すように、11月騒乱を境としてわずか4カ月の間に地方行政の長が劇的に変わつたのである。新たに地方行政の中核に座ったフツ・エリートの恣意的な権力行使を嫌つて、多くのツチが逃亡した。また、1960年6～7月に実施された地方選挙、あるいは1961年9月の下院選挙と王制廃止の是非を問う国民投票の際には全土が騒乱状態となり、難民流出を促した。さらに甚大な影響を与えたのは、亡命した反政府勢力が数次にわたつて企てた武力侵攻である。1959年騒乱によって国外に逃れた王党派は、コンゴやブルンジを拠点としつつ、1961～63年にかけて数

表1 1959年11月騒乱を境とするチーフ、サブチーフの構成変化

	1959年11月1日時点	1960年3月1日時点
首長領（チーフダム）の数	45	45
チーフが空席	2	1
チーフがツチ	43	22
チーフがフツ	0	22
副首長領（サブチーフダム）の数	559	531
サブチーフが空席	0	17
サブチーフがツチ	549	217
サブチーフがフツ	10	297

(出所) Reyntjens [1985: 269].

回にわたってルワンダに武力侵攻を試みたが、ベルギーなどの支援を受ける政府によってことごとく鎮圧された。そしてその度に、ルワンダ国内でツチへの報復が行われ、暴力によって新たな難民が生まれたのである (Lemarchand [1970: 171-173], Reyntjens [1985: 267-272, 455-462])。

1959年に騒乱が勃発した当初、とくに激しい衝突がみられた地域は、新興のフツ・エリートが多いギタラマ、そしてウブコンデが卓越していたルヘンゲリやギセニイだった。したがって当初はこれらの地域から難民が数多く流出した。ただし、この時期の難民はツチばかりではなく、彼らの従者であるフツも含まれていた。流出した難民の総数については、研究者によってさまざまな見解が示されている。1963年末までに流出した難民数としては、13万人というルマルシャンに対して、レインツェンスは30万人、リュガンは20~30万人と推計し、プルニエはUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の統計を引いて1964年時点での33万6000人という数をあげている (Lemarchand [1970: 172], Reyntjens [1985: 455], Lugan [1997: 436], Prunier [1995: 62])。流出地域としてUNHCRは、1964年時点の難民の内訳をブルンジに20万人、ウガンダに7万8000人、タンザニアに3万6000人、コンゴに2万2000人と推計している (Prunier [1995: 62])⁽²⁹⁾。

次の大規模な難民流出は1973年に起こっている。これは、独立以降ルワンダを率いたカイバンダ (Kayibanda) 政権の脆弱化と隣国ブルンジの政治状況によって引き起こされたものであった。ブルンジでは、1972年にクーデタ未遂をきっかけにフツを中心とする10万人以上が組織的に殺害されるという事件が起きていた。これを受けてルワンダでも緊張が高まり、翌1973年2月にはツチの排斥運動が開始された。不安定化したカイバンダ政権は、隣国の政治状況を利用してツチというスケープゴートを創出し、求心力を高めようとしたのである⁽³⁰⁾。ここでとくに標的とされたのは、近代セクターに勤務する、あるいは大学で学ぶツチであった。そこに勤務するツチの名を記したビラが職場に張り出され、彼らは迫害と追放の対象となった。この事件によってルワンダを追われたツチの数は不明だが、リュガンはツチのなかで最も教

育程度の高い層が難民化したと述べている (Lugan [1997: 440-441])。

ルワンダが、史上最も大規模な難民の流出入を経験したのは1990年代である。1990年10月、第2世代の難民が組織した反政府勢力「ルワンダ愛国戦線」(Rwandan Patriotic Front: RPF) がウガンダから侵攻し、内戦の幕が切って落とされた。内戦開始と同時にハビヤリマナ (Habyalimana) 政権は、無差別な逮捕や襲撃など、ツチを標的とした監視と迫害を行った⁽³¹⁾。正確な統計は残されていないが、これによって難民化した人々は少なくないであろう。

ハビヤリマナ大統領搭乗機撃墜を契機とする虐殺と内戦の激化、そしてRPFの勝利による内戦終結という1994年4月以降の一連の政治変動は、途方もない数の難民、国内避難民を生み出した。表2に、1994~99年におけるルワンダへの帰還難民数を示す。この表では、帰還難民が「旧難民」("old caseload returnees") と「新難民」("new caseload returnees") とに分類されている。「旧難民」とは、1959年以降(主として1959年から1973年の間)にルワンダから出国した難民と彼らの子孫を指し、そのほとんどがツチである。それに対して「新難民」とは、1994年の内戦激化と政権交代とともに難民化した人々であり、ほとんどがフツである。表2から、両者の帰還パターンの違いが読みとれる。「旧難民」の帰還は、政権交代直後の1994年に90万人という膨大な数に達した後、翌年からは急速に減少している。これは、それぞれ中部および北西部のフツが政権中枢を占めた、カイバンダ、ハビヤリマナ

表2 内戦後の難民帰還数推計

	1994	1995	1996	1997	1998	1999
総人口(100万人)	5.22	5.7	6.17	7.67	7.88	8.1
「旧難民」帰還者	900,000 ^{v1}	146,476	28,646	19,615	7,723	890
「新難民」帰還者	200,000 ^{v1}	79,302	1,271,936	199,183	3,167	19,337

(注) 1) 政府統計による。

「旧難民」、「新難民」の区別については本文を参照のこと。

(出所) Office of United Nations Resident Coordinator for Rwanda [2000: 2].

両政権下では帰国できなかったツチ難民が⁽³²⁾、RPFの政権獲得にともなって大挙して帰国したことを示している⁽³³⁾。「旧難民」の帰還者数は減少したが、後述するように2000年の段階でも帰還は続いている。それに対して「新難民」は、1994年にもかなりの数が帰国してはいるが、1996年の帰還者数が群を抜いており、1999年に至ってもなお相当の帰還が続いている。これは、旧政権中枢とともにコンゴ東部へ逃れた大量の「新難民」が、国際社会からの潤沢な援助や帰還すればRPF政権に虐待されるという宣伝の影響もあって難民キャンプにとどまつたこと、そして1996年にコンゴ東部で勃発した内戦によってキャンプの武装勢力が駆逐され、その後ようやく帰還したことを反映している。

第3節 内戦前の土地所有

植民地期末期の激動を経て、ルワンダ農村における土地所有の構造はどのように変化したのであろうか。この点に関する1960～70年代の調査報告はほとんどない。しかし、1980年代以降になると全国レベルの農業センサスや詳細な調査研究がいくつかの地域でなされ、ある程度の見取り図を描くことができるようになる。本節では、こうした資料や先行研究を整理し、その特質を指摘するとともに、内戦以前のルワンダ農村で土地をめぐっていかなる社会的緊張が現出していたのかについて考察したい。

1. 土地所有の特質

農業センサスや統計資料からまずもって読みとれるのは、農家世帯が所有、経営する土地の狭隘性であり、また利用する土地面積の格差である。表3は、1990年センサスの対象となった906の農家世帯を1人当たり可耕地面積にしたがって四つに等分し、それぞれの階層ごとに世帯当たりの平均経営、可耕

地、作付け面積を比較したものである。全国平均の経営地面積がほぼ1ヘクタール、平均作付け面積はわずか約0.6ヘクタールと非常に狭隘な水準にある。さらに、上位25%と下位25%を比較すると、平均世帯人員では後者が上回っているにもかかわらず、前者の平均作付け面積は後者の4倍を超えている⁽³⁴⁾。後述するように、経営地面積の格差は、活発な土地貸借を通じて、実際の所有地面積格差より縮小する。その点を考慮するなら、このセンサスが実施された1980年代末、農村における土地所有規模の格差は、表が示す以上に大きかったといえよう。

土地入手する方法についても顕著な特質がある。この点を、ルヘンゲリ、ブタレ(Butare)、ギタラマ3県において1988年に実施されたのブラレルの調査(Blarel [1994])から検討する。この調査は上記3県の225世帯に関するものであり、ルワンダ全土をカバーしてはいないものの、農家世帯が経営するすべての畠の面積や土地入手した方法などの情報を高い精度で明らかにしている。表4に経営地の獲得方法を示す。この表が示すように、従来からの土地獲得の方法である開墾や相続以外の土地移転が相当重要になっている。いずれの県においても相続によって得た土地は全体の半分に満たず、開墾で得た土地はほとんどない。

表3 ルワンダの階層別土地所有面積(1990年第1耕作期)

(世帯当たり)	1人当たり可耕地面積による階層区分				全国平均
	第1階層 0.00~7.71 アール	第2階層 7.72~12.46 アール	第3階層 12.47~20.87 アール	第4階層 20.88アール 以上	
平均経営地面積(アール)	34.04	68.79	104.51	195.03	100.66
平均可耕地面積(アール)	29.06	57.32	90.06	166.59	85.81
平均作付け面積(アール)	25.47	46.73	69.18	106.84	62.11
平均世帯人員(人)	5.74	5.74	5.69	4.60	5.44

(注) 「第1耕作期」は、9月~1月の耕作期を指す。

(出所) Ministère de l'agriculture, de l'élevage, *Enquête Nationale Agricole 1990: Production, superficie, rendement, élevage et leur évolution 1984-1990*, Kigali, p. 53.

開墾や相続以外の土地獲得方法としては、購入、借り入れ、贈与、政府による割り当てなどが重要である。この四つの方法のうち、前の二つはいわば市場経由の方法、後の二つは市場外の方法といえよう。アフリカ農村では一般に土地が商品化されておらず、市場を通じた土地取引は稀である。しかし、この事例はルワンダでは購入や借り入れによる土地の入手を無視できないこ

表4 ルワンダ3県における経営地の獲得方法

(%)

獲得方法	ルヘンゲリ	ブタレ	ギタラマ	3県平均
購入	14.9	3.3	4.2	6.5
開墾	0.3	1.0	3.3	1.7
相続	46.0	46.7	40.4	44.0
贈与	12.5	15.0	1.6	9.1
政府割り当て	2.3	6.3	29.6	14.5
ペイザナ	7.6	9.8	14.7	11.2
交換	0.6	0.3	n.a.	0.2
賃借	4.8	6.0	7.7	4.4
借り入れ	6.3	7.8	3.5	5.7
一夫多妻の妻の経営地	4.7	3.8	n.a.	2.6
計	100.0	100.0	105.0	99.9

(注) (1) 「ペイザナ」とは政府が小農育成のために政策的に土地を配分した事業のこと。

(2) ギタラマ県の総計が100%にならないが、この理由はとくに言及されていない。

(出所) Blarel [1994: 77].

表5 土地獲得方法の変化

(%)

土地獲得方法	25年以上保有している土地	25年未満保有している土地
購入	2.4	20.4
開墾	1.6	4.7
相続	72.2	67.5
贈与	8.3	4.7
政府割り当て	15.5	2.6
計	100.0	99.9

(出所) Blarel [1994: 78].

とを示している。後述するように、購入や借り入れを通じた土地獲得には必ずしも土地市場を経由したと評価できない場合もあるが、ルワンダ農村部で土地の商品化が進展していることは明らかである。また、表5が示すように、最近になるほど購入による土地取得が増加しており、近年土地の商品化が進行していることを窺わせる。

他方、国家による土地の配分も重要である。政府による土地の割り当てはギタラマ県でとくに顕著だが、これは人口圧力を緩和するために独立時にとられた政策だという(Blarel [1994: 77])。ルワンダ王国の中心地域であったギタラマ県には、多数のイギキンギが存在した。政府の割り当てによる土地獲得がギタラマ県でとくに多く、しかも政府割り当て地の大半が25年以上保有されている事実から、それらが主として独立時に与えられたものであること、したがって廃止後のイギキンギを中心とする共有地を政府が分割し、配分したものであろうことが推測できる。また、政府の小農育成プログラムである「ペイザナ」による土地割り当てを通じても、かなりの土地が国家から分配されている⁽³⁵⁾。贈与はルヘンゲリ県やブタレ県で多いが、これは拡大家族の成員間の土地移動であり、相対的に貧困な世帯に土地が与えられる場合が多いと説明されている(Blarel [1994: 77])。

このようにみてくると、内戦前のルワンダ農村における土地所有の特質について次のことがいえそうである。土地の狭隘さは、人口増によって新たに開墾可能な土地が消滅し、それによって相続地が不足したことによ来する。しかし、すべての農家が同様に土地不足に陥ったのではなく、資金的に余裕のある農家は土地を購入して経営面積の拡大を図ったし、また独立時の土地法改革や難民流出によって地方政府(コミューン)に権利が移転した共有地の分配に与った農家も少なくなかった。植民地期に生じた土地保有の構造変容に、こうした過程が重なって、1980年代のルワンダ農村に所有地、経営地面積の顕著な格差が存在するようになったのである。

先に土地の商品化が進行していると述べたが、これはあくまでも他のアフリカ諸国と比較した場合にいえることであって、土地市場が確立し、地価や

借地料が一物一価の状態で決定されているのではない。実際のところ、たとえば、贈与と借り入れは明確に区分できない場合がある。借り入れといつても、賃借料を支払わずに親族や友人から土地を一定期間借りる場合もしばしばみられるからである。こうした借り入れが長期になればそれを贈与と称することになり、したがって両者は截然とは分けられない。ここで問題なのはむしろかかる土地取引がもつ社会的機能だが、その点で表6は興味深い事実

表6 ルワンダ3県における土地取引

所有地面積	借地を有する世帯割合(%)	土地を貸している世帯割合(%)	平均借地面積(アール)	平均貸地面積(アール)	所有面積と経営面積の比較(%)
ルヘンゲリ県					
0.11～0.32ヘクタール	60.0	20.0	25.57	4.31	+63.28
0.32～0.49ヘクタール	53.3	6.7	27.76	2.39	+34.33
0.49～0.73ヘクタール	50.0	7.1	16.14	6.23	+12.85
0.73～1.18ヘクタール	14.3	42.9	15.93	3.83	+0.68
1.18ヘクタール以上	35.7	50.0	20.21	51.69	-8.98
ブタレ県					
0.00～0.23ヘクタール	81.3	12.5	24.66	3.32	+175.20
0.23～0.65ヘクタール	87.5	18.8	16.66	4.13	+30.80
0.65～1.01ヘクタール	87.5	12.5	19.51	3.99	+20.41
1.01～1.70ヘクタール	50.0	37.5	35.94	9.76	+11.85
1.70ヘクタール以上	68.8	81.3	13.75	32.86	-6.39
ギタラマ県					
0.00～0.48ヘクタール	62.5	56.3	21.37	4.69	+40.26
0.48～0.65ヘクタール	62.5	18.8	14.05	15.27	+13.18
0.65～1.00ヘクタール	50.0	37.5	12.59	7.61	+4.28
1.00～1.70ヘクタール	43.8	18.8	16.51	35.59	+0.49
1.70ヘクタール以上	31.3	56.3	9.37	48.01	-7.45
3県全体					
0.00～0.37ヘクタール	63.8	23.4	23.02	3.92	+67.15
0.37～0.60ヘクタール	70.2	8.5	20.71	16.39	+29.06
0.60～0.90ヘクタール	60.9	28.3	16.68	5.44	+11.81
0.90～1.50ヘクタール	43.5	32.6	24.28	18.81	+2.87
1.50ヘクタール以上	43.5	56.5	12.96	43.03	-6.86

(出所) Blarel [1994: 74].

を明らかにしている。

この表には、土地貸借に関するデータが所有地面積階層別に示されている。表から、借地にせよ貸地にせよ、所有地面積の規模にかかわりなくすべての階層で土地貸借が行われていることがわかる。とくに借地については、所有地面積が小さい世帯の方が頻度が高いとはいえ、最も所有地面積が大きい階層の世帯もかなりの割合で土地を借りている。ただし、借地が経営にとって重要な意味をもつのは所有地面積が小さい世帯であり、その点は所有面積と経営面積の差に表されている。いずれの県においても、小規模農家が借地によって経営面積を広げ、大規模農家は貸地が借地を上回るために所有面積より経営面積が縮小している。ルワンダ農村では総じて小規模農家が経営地を拡大するために借地を行っているのであり、彼らは自給農業に必要な耕地を確保するために借地を利用しているわけである。こうした特徴に加え、贈与との線引きが曖昧であることを考慮すれば、活発な借地は小規模農家にとってのセーフティネットの役割を果たすものといえよう⁽³⁶⁾。

最後に、プラレルの調査から、ルワンダ農村における土地所有の重要な特質として、土地に対する権利の多様性、重層性を指摘しておきたい。アフリカにおいて、一片の土地に対して多様な権利が重層的に存在していることは、多くの先行研究が指摘してきた。これは、土地が単なる財ではなく、そこに社会的ヒエラルキーがそのまま投影されているからである⁽³⁷⁾。ルワンダでは土地の商品化が相対的に進み、したがって土地に対する個人的権利も比較的強いが、にもかかわらず土地に対する権利は多様であり、近代的所有権とは異なる性格を帶びている。表7には、性格に応じて五つに分類される総計1654の地片について、そこでいかなる権利を行使できるかが示されている。「短期利用地」、「長期利用地」とは、移転の権利は全くないが、短期あるいは長期の利用権を有する土地を指す。「家族の土地」(Family land)、「リネッジの土地」(Alienation rights within the lineage)とは、それぞれ家族、リネッジの成員に対してのみ土地移転の権利を有する土地である⁽³⁸⁾。「完全な所有地」は、所有者が自由に販売する権利をもつ土地である。

表7 土地において行使可能な権利

	短期利用地	長期利用地	家族の土地	リネッジの土地	完全な所有地
畑の数	198	218	158	63	1,017
畑の総数に占める割合	12.0%	13.2%	9.6%	3.8%	61.5%
〔諸権利の有無〕					
単年作物耕作権					
権利なし	1.5	1.8	4.4	3.2	5.2
作物選択権あり。作付け期間制限あり	98.5	2.3	0.0	0.0	0.0
作物選択権あり。作付け期間制限なし	0.0	95.9	95.6	96.8	94.8
永年作物耕作権					
権利なし	90.9	52.3	6.3	0.0	3.8
作物選択権なし	9.1	2.3	0.6	0.0	0.1
作物選択権あり	0.0	45.4	93.0	100.0	96.1
土地改良権					
なし	53.0	19.7	0.0	0.0	0.0
あり	47.0	80.3	100.0	100.0	100.0
埋葬される権利					
なし	98.0	88.5	58.9	98.4	46.0
あり	2.0	11.5	41.1	1.6	54.0
薪採取権					
なし	17.7	11.0	0.6	0.0	0.1
あり	82.3	89.0	99.4	100.0	99.9
樹木の商業的利用権					
なし	3.5	1.8	0.0	0.0	0.8
商業的利用可能な樹木なし	93.9	85.3	65.8	63.5	65.7
あり	2.5	12.8	34.2	36.5	33.5
家畜の放牧を拒否する権利					
なし	37.9	16.5	0.0	0.0	1.4
あり	62.1	83.5	100.0	100.0	98.6
土地を貸す権利					
なし	94.9	67.4	15.8	0.0	1.2
あり	5.1	32.6	84.2	100.0	98.8
土地を賃貸しする権利					
なし	95.5	76.6	11.4	3.2	0.0
あり	4.5	23.4	88.6	96.8	100.0
土地を売却する権利					
なし	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
あり	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
土地を贈与する権利					
なし	100.0	100.0	100.0	0.0	46.0
あり	0.0	0.0	0.0	100.0	54.0
土地を遺贈する権利					
なし	100.0	100.0	0.0	12.7	3.6
あり	0.0	0.0	100.0	87.5	96.4
土地を抵当に入れる権利					
なし	100.0	95.4	20.5	0.0	2.1
あり	0.0	4.6	79.7	100.0	97.9
土地を登記する権利					
なし	99.0	95.9	13.3	0.0	2.1
あり	1.0	4.1	86.7	100.0	97.9

(出所) Blarel [1994: 83-84].

この表はいくつかの興味深い事実を明らかにしている。まず第1に、調査対象となった地片のなかでは「完全な所有地」が全体の6割以上と群を抜く割合を占めていることが注目される。それに対してリネッジや家族が影響力をもつ地片の数は少なく、土地所有の個人化が進んでいることがわかる。第2に、しかしながら、「完全な所有地」においてさえ土地利用にさまざまな制限が課されている。埋葬される権利がある地片は「完全な所有地」であっても全体の半分に満たないし、贈与する権利がある地片も同様である。この事実は、「完全な所有地」といえども、行使しうる権利が土地によって異なることを示唆する。所有権が「あるか、ないか」ではなく、さまざまな水準の権利がありうるのである。この点は「完全な所有地」以外の土地についても同様であり、さらにどの程度の権利を獲得するかは当人の努力や交渉に相当程度依存している。この点を土地の側からみれば、一片の土地に対して多数の人間がさまざまな権利を要求可能だということを意味する。こうした状況を指して、土地への権利が多様かつ重層的と表現できるのである。

2. 土地をめぐる緊張関係

次に、内戦前のルワンダで、土地をめぐってどのような緊張関係が存在したのかをみておきたい。前節で検討した植民地末期における土地紛争の態様を踏まえて、内戦前に土地問題がどのような形で顕在化したのかをここで検討する。それは、次節と「むすび」における内戦以降の土地問題に関する考察へと接続される。

まず、独立以降加速した人口増加と土地不足が、農村社会に強い緊張を生み出していた。その点は、1980年代末から1990年代初期にギセニイ (Gisenyi) 県中部で農村実態調査を実施したアンドレらの調査 (André et Platteau [1996], André [1998]) に詳しい。彼女が調査を実施したセル (Cellule) では⁽³⁹⁾、1993年の人口密度は1平方キロメートル当たり787人に達し、平均所有地面積は0.44ヘクタールであった。やはり彼女が実施した1988年の調査と比

べれば、5年の間に人口密度は増加し、平均所有地面積は減少している。このセルでは土地をめぐる紛争が頻発していたが、その内容を検討した彼女らは、社会的弱者が不利な条件におかれようになつたことが紛争多発の原因だと主張している。

相続地が減少し、購入や賃借など市場を経由した土地獲得が増加した結果、リネッジの成員に対する社会保障が機能しなくなつた。かつてならリネッジの共有地を相対的に貧困な世帯に与えることで彼らの生活を支えられたが、すでにそうした余裕はなくなつてゐる。夫の死や離婚によって帰郷した妻や孤児など、従来ならリネッジの成員が世話をするはずの人々に土地を与える余裕がなくなり、彼らが土地相続から排除されつつある。また、貧困のため婚資を払わない結婚が増えていることも土地問題を複雑化しているといふ。こうした正式な婚姻を経ずに出生した（したがって父方リネッジの成員となりえない）子供たちは従来なら母方リネッジの成員とみなされ、土地も与えられたのだが、近年では母方オジの反対で彼らへの相続が拒否されることがあるといふ。このように、リネッジ共有地の減少に対応して土地相続の有資格者を厳選する傾向が強まり、結果的に社会的弱者が不利な扱いを受けるわけである。また、相続地の減少を反映して、年長者と年少者との間に著しい所有地格差が生じ、両者の間に緊張関係をもたらしたとも指摘されている。

国家レベルの政治変動との関連でいえば、植民地期末期の「社会革命」のなかで制定された土地法もまた、その後の土地をめぐる緊張関係に影響を及ぼした。ルワンダ農村の圧倒的部分は、植民地期には「原住民地」として慣習法に従うものとされた。「原住民地」に対する最終的な権利はムワミがもつていたが、現実には地方行政の権力を握ったサブチーフが土地の配分に政治力を行使した。その結果、たとえば北西部のウブコンデ地域に多くの「政治的クライアント」が入植し、後に土地紛争に結びついたことは先述したところである。しかし、「1960年7月11日付政令」によってすべての土地が国家に帰属することが定められ、1961年の国民投票で王制が廃止された。独立以降は、ムワミに代わって国家があらゆる土地に対して最終的な権利をもつこと

になったのである。植民地期末期に廃止されたイギキンギや開発が進められつつあった低湿地など、帰属が確定しない土地は共有地と規定され、副首長領（サブ・チーフダム）を引き継ぐ地方行政単位として新たに制定されたコミューンに帰属するものとされた。

この結果、植民地期にサブチーフが土地の分配に実質的な権利を行使したのと同様に、独立以降はコミューンの長であるブルグメストル（Bourgmestre）が共有地の配分に影響を及ぼすことになった。先に示したプラレルの調査においても、土地獲得の方法のなかで、政府による割当てがかなりの割合を占めていたが、コミューンに帰属する土地が多いほど、行政機構の権力者が土地分配に行使しうる影響力は強くなる。ギタラマ県北部で詳細なフィールドワークを実施したミジョットは、その地域のもともとの居住者である開墾リネッジの成員が「彼らの土地が、最初はツチの権力に、その後はコミューンの権力に奪われた結果、他の家族が入植してきた」という思いを強く抱いていると述べている（Migeotte [1997: 36]）。地方行政権力を握ったエリートたちが土地配分に権限を行使する構造は、独立後も変化しなかったのである。

第4節 内戦後の土地所有と土地集積

本節では、内戦後のルワンダにおける土地所有の実態を論じ、そこで生じている土地の移転について検討する。1994年7月、100万人の人々が犠牲となった大虐殺を経て内戦が終結し、ルワンダ愛国戦線（RPF）が政権を掌握した。RPFの中心はウガンダに亡命した「旧難民」とその第2世代であり、すなわちその多くはツチであった。したがって、この政権交代は「社会革命」以来続いたツチ・エリートを中心とする政治体制を終焉させ、新たな政治エリートを勃興させるものであった。かかる政権中枢の変化に対応して、大量の「旧難民」が周辺国から帰還したのである。内戦終結後の土地所有に関する信頼できる調査は多くない。農業省は全国規模のセンサスを最近実施した

が (Republic of Rwanda [2000]), それによって得られた土地所有に関する統計数値には疑問が残る⁽⁴⁰⁾。したがってここでは、筆者がルワンダ国立大学のJ・マララ (Jean Marara) 氏と共同で1999年, 2000年と連続して実施した農村実態調査のデータに依拠しながら、内戦後の土地所有構造とその特質について検討することとする。この調査はブタレ県ギシャンヴ (Gishanvu)・コミューン内とウムタラ (Umutara) 県ルカラ (Rukara)・コミューン内の一つのセクターで行っているものであり (調査地の位置については図1参照), サンプル数は多くないが, データに一定の信頼がおける⁽⁴¹⁾。これを内戦前のデータと比較しながら、内戦後の土地所有の構造と特質を考察する。そのうえで、調査によって明らかになった内戦後の土地移転の具体的な事例を検討し、今日の土地問題に関する論点を導くこととする。

1. 土地所有の構造

まず土地所有の規模と格差について検討する。表8に、筆者らが土地を実測した計43世帯の所有地面積と経営地面積を示す。平均所有地面積は、ギシャンヴで概ね0.6ヘクタール, ルカラで0.8ヘクタールといずれも狭隘である。ただし、2調査地のジニ係数の差が示すように、その内実はかなり異なり、ギシャンヴの方が世帯間所有地面積の格差が著しい。ギシャンヴでは3分の2の世帯の所有地面積が0.5ヘクタール未満で、平均面積は2ヘクタールを上回る二つの世帯によって引き上げられている。他方ルカラでは、平均面積に近い広さの土地を所有する世帯がかなりの割合に上っている。次に平均経営地面積についてみると、ギシャンヴでは平均所有地面積を下回り、ルカラでは上回って、二つの調査地で差が拡大している。これは、ギシャンヴの大規模農家がかなりの土地を貸し出しているため、所有地面積と経営地面積との間に大きな開きが生じたことによる。いずれの県も経営地面積の方が所有地面積よりもジニ係数が低いが、この事実が示すように、小規模農家は借地によって経営面積を拡大する傾向が、そして大規模農家は土地の貸与によって

表8 調査世帯の所有地・経営地面積（1999年）

(1) プタレ県ギシャンヴ・コミューン

面 積	所有地 (G=0.568)			経営地 (G=0.460)		
	世 帯 数(a) (かっこ内%)	平均面積(b) (平方メートル)	総面積に占める a×bの割合%	世 帯 数(a) (かっこ内%)	平均面積(b) (平方メートル)	総面積に占める a×bの割合%
0.5ha未満	14(66.7)	2,210	24.1	13(61.9)	2,288	27.5
0.5～1.0ha	4(19.0)	7,190	22.4	6(28.6)	7,385	41.0
1.0～1.5ha	1(4.8)	12,077	9.4	1(4.8)	12,077	11.2
1.5～2.0ha	0(0.0)	n.a.	n.a.	0(0.0)	n.a.	n.a.
2.0ha以上	2(9.5)	28,220	44.0	1(4.8)	21,858	20.2
合計・平均	21(100.0)	6,106	100.0	21(100.0)	5,142	100.0

(2) ウムタラ県ルカラ・コミューン

面 積	所有地 (G=0.279)			経営地 (G=0.257)		
	世 帯 数(a) (かっこ内%)	平均面積(b) (平方メートル)	総面積に占める a×bの割合%	世 帯 数 (かっこ内%)	平均面積(b) (平方メートル)	総面積に占める a×bの割合%
0.5ha未満	4(18.2)	2,883	6.5	3(13.6)	2,726	4.1
0.5～1.0ha	12(54.5)	7,081	48.1	10(45.5)	7,328	36.9
1.0～1.5ha	5(22.7)	12,185	34.5	8(36.4)	12,270	49.4
1.5～2.0ha	1(4.5)	19,079	10.8	1(4.5)	19,079	9.6
2.0ha以上	0(0.0)	n.a.	n.a.	0(0.0)	n.a.	n.a.
合計・平均	22(100.0)	8,023	100.0	22(100.0)	9,032	100.0

(注) (1) 2000年の調査により数値を修正した。

(2) Gはジニ係数を示す。

(出所) 筆者とJ・マララ氏の共同調査による。

経営地面積が所有地面積より小さくなる傾向がある。この点は、内戦前の調査データからプラレルが指摘したとおりである。両調査地の農業経営の実態は、平均所有地面積よりも平均経営地面積によりよく反映されており、とくにギシャンヴではきわめて零細な農家が過半を占めている。

二つの調査地が示す土地所有構造の差異は、それぞれの地域が有する性格の相違に求められる。ギシャンヴはルワンダ王国の伝統的中心地域に近い人口稠密地帯に位置し、見渡すかぎり丘が続く、典型的なルワンダ農村の景観

を有している。他方、タンザニア国境の国立公園に近く、相対的に乾燥した低地であるルカラは最近まで人口が希薄であり、1994年の内戦終結以降に帰還した難民が多数流入した⁽⁴²⁾。筆者らが1999年に実施した調査では、ルカラで調査対象となった104世帯のうち30世帯の世帯主が1994年以降にウガンダから帰国した元難民(「旧難民」)であった。ルカラにおいて所有地面積に比較的差がないのは、多くの世帯がこうした帰還難民であり、政府から一定規模の土地を割り当てられたことに理由がある。

ギシャンヴとルカラにおける土地所有構造の特質は、土地を実測した計43世帯を対象として取得方法別に土地面積を示した表9からも明らかである。まず両地域に共通する特質を述べれば、いずれの地域においても購入や借地を通じた土地取得が相当程度に達しており(ギシャンヴで17%、ルカラで24%)、土地の商品化が進行していることがわかる。先述した内戦前の特質はここでも認められる。

次に顕著な相違点を述べれば、ギシャンヴにおいては相続による土地取得が圧倒的なのに対して、ルカラでは贈与による土地取得がそれを上回っていることが注目される。先に示したブラレルの調査とは異なって、ここでの贈

表9 土地取得の方法(1999年)
(単位:平方メートル, %)

	ギシャンヴ		ルカラ	
	面 積	比率	面 積	比率
購 入	15,019	11.4	26,279	13.2
贈 与	6,353	4.8	88,080	44.3
借 地	7,318	5.6	22,188	11.2
相 繼	102,804	78.2	62,152	31.3
合 計	131,495	100.0	198,699	100.0

(注) (1) 2000年の調査により数値を修正した。

(2) 本表の総面積は、土地を実測した世帯(ギシャンヴ21世帯、ルカラ22世帯)の所有地面積に借地面積を加えた合計である。

(出所) 筆者とJ・マララ氏の共同調査による。

与とは、親族からではなく国家（コミューン）によって土地の権利が認められるることを意味している。ギシャンヴの場合、国家から贈与で得た土地と認識されるのは、ほぼ低湿地の畑のみであって、面積としてはそれほど大きくなない⁽⁴³⁾。他方ルカラでは、低湿地だけでなく、丘の上にある普通の畑も国家から贈与されたと答える農民が多い。こうした農民の多くは内戦終結後に帰還した「旧難民」である。彼らは、周辺国（多くはウガンダ）からの帰還後ルカラに落ち着き、そこで地主の土地を折半する形で入手した。彼らが帰還した1994～95年当時、この土地のほとんどの住民は「新難民」として周辺国などに離散しており、その間に「旧難民」が土地を占拠したのである。「新難民」の地主がこの地に戻ってきたとき、彼らは自分の土地を占拠する「旧難民」の存在を認め、土地を折半したうえで隣人として受け入れた⁽⁴⁴⁾。こうした対応の背景に、内戦後に成立した新政権の中枢が「旧難民」であり、その意味で「旧難民」に有利な政治状況があったことは容易に想像できる。政治的な力関係を考えれば、「新難民」の地主は多少不満があっても「旧難民」に土地を与えて彼らを受け入れる以外に選択肢はなかったといえよう。ここでもマクロな政治変動がミクロな土地配分の態様に大きく影響したのである。

2. 内戦の影響と土地の移転

このルカラの事例は難民帰還が土地所有構造に大きな影響を及ぼしたことを見示す。他方、表9からは明示的に読みとれないが、ギシャンヴも内戦や難民帰還の影響を受けなかったわけではない。ここでは、調査で得られた具体例をいくつか示しながら、内戦と難民帰還が土地問題に与えた影響を考察していきたい。

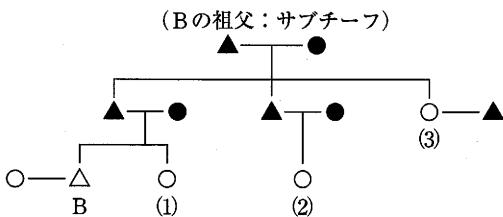
先に示したルカラは、多数の帰還難民の入植によって農村社会が大きく変化した事例であった。内戦前に入口希薄地帯であったルカラはやや極端な例かもしれないが、とくにルワンダ東部には内戦後難民が大量に流入した地域は少なくない。こうした地域では新たに流入した「旧難民」がもともとの地

元民の土地を占拠し、そこでの権利を行政から認可されることで後者から前者へ土地が移転しているが、こうした土地移転は「旧難民」が地方政治の中核を占めることで促進されている。筆者らが調査したルカラのセクターでは、2000年9月現在、セクターの長(Conseiller)と当該セクターにある四つのセルの長(Responsable)の役職はすべて内戦終結後に帰国した人々が占めている。そのうちセクター長と3人のセルの長はウガンダからの帰国組であり、残る1人のセル長はタンザニアからの帰還者であった。彼らはすべて「旧難民」である。共有地の配分権や土地紛争の裁定権はコミューンの土地委員会がもっているが、実際の土地割り当てにおいては、セルやセクターの水準で合意があればコミューンはそれを追認するのが普通であり、その意味でより下級の地方行政が土地配分に実質的な影響力を行使できる。したがって、セクターやセルの長に「旧難民」が就任していれば、土地の配分にも相応の影響を与えることができる⁽⁴⁵⁾。

ギシャンヴではルカラのような大量の難民流入はなかった。しかし、この地域で生じた土地移転の事例を検討すると、そのなかには明らかに内戦の影がみてとれるものがある。ここでは、ギシャンヴにおける土地移転の代表的事例を三つあげる。第1に、殺された親族の所有地を相続した事例である。34歳(年齢は2000年当時、以下同じ)の寡婦であるAは3.21ヘクタールというギシャンヴでは広大な土地を所有するが、そのうち自己經營面積は0.74ヘクタールだけで、残りは他の農民に貸している。彼女は、内戦時に殺害された父親と3人の兄弟の土地をすべて相続したが、それらの土地が彼女の居住地からかなり離れていることもある(徒歩で1時間以上かかる)、そのほとんどを他の農民に貸し出している。土地を貸している農民との間に親族関係はないが、借地料として現金は徴収せず、代わりに自分の經營地での労働を要求している。この場合、労働日は借地料と雇用労働者労賃を基準に算出する。雇用労働者の労賃はギシャンヴでは1日当たり250ルワンダフラン⁽⁴⁶⁾と相場が決まっているので、たとえば貸している土地が概ね年間2000ルワンダフランの借地料水準の広さであれば、自己經營地で8日間働いてもらう⁽⁴⁷⁾。

第2に、内戦後親族や難民と土地を分割したBの事例をあげる。先代のセクター長であるB（男性、30歳）は、祖父がこの地域のサブチーフだったこともあって比較的広い土地をもっており、1999年の所有地面積は2.48ヘクタールであった。しかし、2000年に再訪したとき、彼の所有地面積は約0.6ヘクタール縮小していた。彼の近親者である3人の女性の要求に従って、土地を再分割したからである。これら3人の女性とは、彼の妹、イトコ、およびオバであり（血縁関係については図2を参照）、いずれも内戦の影響で嫁ぎ先から生まれ故郷のギシャンヴに戻ってきた。彼女らはいずれもBの所有地に権利があると主張し、Bに土地の再分割を認めさせたのである⁽⁴⁸⁾。さらに、2000年のわれわれの調査中、新たに帰還した「旧難民」がB宅を訪問し、Bが使用している土地の返還を要求するという出来事があった。この土地は、この「旧難民」が国外に逃れた後にBが近隣の他の農民とともに分割し、事実上の所有地として利用してきたものであった。現在のルワンダで憲法に匹敵する法源としての役割を果たしているアルーシャ協定では、国外に退去して10年以上経った難民は以前所有していた土地の権利を失うという規定があるのだが、同時に難民が帰還した際には政府が適当な土地を与えるとも規定されている⁽⁴⁹⁾。他地域で首尾よく土地を獲得できなかった「旧難民」のなかには、アルーシャ協定のこの規定を逆手にとり、政府が十分な対策を講じなかつたと

図2 Bの家系図



(注) Bの妹(1)、イトコ(2)、オバ(3)の3人が、Bの所有地分割を要求した。●、▲は故人を示す。
 (出所) 筆者作成。

して故郷での土地権利を主張する者もいる。たとえそれが40年前のことであっても、「旧難民」がもともと権利をもっていたことが明らかな土地に関して、分割要求を拒むことは事実上不可能である。以前セクターの長であったBはその点をよく承知しており、近いうちに自分も土地分割を余儀なくされるだろうと述べていた。ルカラほどではないにせよ、ギシャンヴのような人口稠密地帯でも「旧難民」の帰還と土地分割は続いているのである⁽⁵⁰⁾。

3番目に、内戦とは直接関係のない土地移転の事例をあげる。ギシャンヴのあるセルの長であるC（男性、35～40歳）は、自宅で酒を製造販売し、家畜の売買を行い、さらにはトウモロコシ、キャッサバの製粉所を経営するなど活発に事業を展開している。彼はもともと大きな鋸を使って木材から板を切り出す職人であったが、この仕事で得た現金で土地を購入していった。新たに得た土地は労働者に耕作を任せ、自分はその収穫物の販売に専念して、農作業には直接従事しない。Cの経営地である27の畑に関する面積や獲得方法などのデータを表10に示す。表が示すように、彼が相続で得た土地はわずかなものにすぎないが、一方でかなりの土地を購入し、また借地も非常に多い。この借地はすべてバナナ畑を対象としたものである。バナナはルワンダの農民にとって経済的にも社会的にも最も重要な作物であり、従来農民がバナナ畑を貸借することはないとわれてきた(Adriaenssens [1962: 20])。しかしCはバナナ畑を借り、そこで収穫されるバナナやバナナビールの加工販売を通じて、高い借地料を支払って十分に余りある現金収入を手にしている⁽⁵¹⁾。こうしたバナナ畑の借地は、ギシャンヴではC以外にもう1例観察された。これも相対的に所有地面積の広い世帯で、やはりセルの長であった。一般の借地が小規模農家の自給のために必要な耕地の補完という役割を担っているのに対して、ギシャンヴにおけるバナナ畑の借地は上層農家による積極的な現金獲得手段として位置づけられている⁽⁵²⁾。

最後に、内戦後ルワンダにおける土地をめぐる重要なイシューとして、集村化について触れておきたい。ルワンダ農村部は伝統的に散居式の居住形態をとり、集住地としての村はもともと存在しない。しかし、内戦に引き続い

表10 セル長C氏の土地獲得の方法（ギシャンヴ：2000年9月調査）
 (単位: 平方メートル, ルワンダフラン)

相 続		贈 与		借 地			購 入				総 計
番号	面積	番号	面積	番号	面積	年間借料	番号	面積	価格	購入年	
1	1,364	1	84	1	2,555	8,500	1	2,306	35,000	1987	
2	613	2	120	2	1,737	10,000	2	6,145	20,000	1985	
		3	116	3	870	8,000	3	66	11,000	1985	
		4	75	4	1,560	8,000	4	625	36,000	1985	
		5	36	5	1,200	0	5	280	20,000	2000	
		6	81	6	1,530	7,500	6	300	25,000	1998	
		7	60				7	575	40,000	1998	
		8	301				8	946	65,000	1998	
							9	120	8,500	2000	
							10	455	30,000	1999	
							11	1,170	45,000	1997	
面積計	1,977		873		9,452			12,988			25,289
割合	7.8%		3.5%		37.4%			51.4%			100.0%

(注) (1) 2000年9月調査時にC氏が所有していると述べた畑をすべて調査した。番号は畑の数を示す。

(2) 「贈与」に分類されているのは、すべて低湿地の畑である。

(3) 面積の単位は平方メートル、年間借料および土地購入価格の単位はルワンダフランである。

(4) C氏の所有地は2000年に初めて調査したので、本章の他の表には含まれていない。

(出所) 筆者とJ・マララ氏の共同調査による。

て生じた膨大な難民の流入によって住居が不足し、当初はUNHCRをはじめとする国際機関やNGOが主導する形で住宅建設の緊急援助プログラムが実施された。そして1996年頃から、ルワンダ政府が公式に集村化促進を政策として打ち出すに至っている⁽⁵³⁾。集村化にともなう土地問題を考える場合、論点は二つある。すなわち、集村に居住する個々の世帯が直面する土地問題と、集村化計画そのものが生み出す土地問題である。前者については、自給用農地の確保が不十分であるとか、畑までの距離が遠いといった問題が指摘され、後者についても、もともとの地権者と集村化計画によって入植した住民（あるいは計画を推進した国際機関、NGOや行政）との間に軋轢が生じる可能

性が指摘されている。現在のところ顕在化してはいないが、集村化計画をめぐって土地問題が発生する可能性はあるといえよう。

以上、ルカラとギシャンヴの調査に基づいて、内戦後ルワンダの土地移転について論じてきた。これまでの論点を整理すれば、内戦後のルワンダで特徴的な土地移転として、三つのパターンが浮かび上がる。第1に、「旧難民」の土地獲得である。これは、ルカラでみられるように行政との結びつきによって促進されている。第2に、虐殺被害者の土地相続である。虐殺の規模が恐るべきものであったため、この事例は数多い。第3に、資本主義的な土地集積である。これは内戦と直接関係ないが、新政権が打ち出した土地取引自由化の方針のもとで活発化する傾向にある⁽⁵⁴⁾。土地紛争については、潜在的な危険性は高いものの、現在のところそれほど顕在化していないといえよう。

むすび

「社会革命」以前のルワンダにおいて、土地に対する権利はすでにかなり錯綜したものだった。「チーフが自分のバナナ畑からある家族を追放し、他の者を入植させた。この新たな入植者は、彼のバナナ畑を欲しがるチーフに追い出され、この地に来たのである。彼はこうして得た新たな土地にクライアントを入植させた。現在このクライアントがバナナ畑への権利を主張している。この場合誰の権利が優先されるべきなのか」(Adriaenssens [1962: 64])という問いは、現実離れしたものではなかったのである。こうした状況は、多数の難民の流出入をともなうそれ以降の歴史のなかでさらに複雑化していく。

内戦後6年あまりが経過した現在のルワンダは、暴力的な土地紛争が頻発する状況には陥っていない。しかし、土地問題が潜在的な社会不安要因だと認識はルワンダ国内で広く共有されている。われわれは、土地問題の今日的な特質をどのように捉えればよいのだろうか。前節での議論から、土地所

有の狭隘性や格差という従来からの問題が内戦後も依然として存在すること、その一方でこれまでなかった土地移転のパターンが観察されることが明らかになった。ここまで議論を踏まえれば、今日のルワンダにおける土地問題に関わる二つの問題系が浮かび上がる。

第1に、人口増加と絶対的な土地不足、そしてその結果としての自然環境の悪化がもたらすさまざまな問題である。これは1980年代にはすでに顕在化していたものであり、内戦後も深刻化こそ目立った改善はされていない。第2に、政権交代という国家レベルの政治変動にともなう諸問題、具体的には「旧難民」の大量帰還によって生じる問題である。これは、帰還した「旧難民」の数が膨大であり、かつ彼らが中央、地方政治の中核を占めて土地配分に影響力を及ぼす（あるいはその可能性を有する）ことに起因する。むろん、第1の問題が深刻であるからこそ、大量の難民帰還が問題となるのであり、これら二つの問題系は密接に結びついている。その結びつき方こそが、今日のルワンダにおける土地問題の特質なのだといえよう。

内戦後の新政権は土地問題を重視し、土地法の改革をめぐる議論も活発に行われている。ただ、現在の土地をめぐる議論やそこで表明される危機感は、専ら第1の問題系に関わるものである。したがって、提示される対応策も、土地権利法の改革や土壤保全対策など法的、技術的なものが中心である。こうした対策はむろん必要だが、土地問題は人口増加や低い農業技術のみから生じているのではない。第2の問題系への対応は政策的にきわめて重要なはずだが、現状ではこれに関連した議論が深められているとは思えない。

この第2の問題は現在のところ表面化していない。しかしこの問題は、ツチ・フツ間の対立言説へとすり替わりやすいという意味で非常に危険である。「旧難民」のほとんどはツチであり、「新難民」のほとんどはフツである。そこから、現政権が「ツチの政権」であり、ツチが政治権力を独占する一方で「新難民」のフツは困苦に喘いでいるといった言説が、農村社会の実態とは別に流通する危険性がある。実際には、ツチのすべてが政治権力を握っているのでもなければ、「旧難民」の帰還から「新難民」だけがマイナスの影響を

受けているのではない。先の例でいえば、親族の多くが殺されたAと祖父がサブチーフだったBはおそらくツチであるが、Aは親兄弟を失った若い寡婦であり、Bも帰還した「旧難民」に対して土地分割を余儀なくされている。またCの事例にみられるように、資本主義的な土地集積が以前にもまして活発化している。現実の農村社会における生活はツチにせよフツにせよ千差万別であり、内戦後の政治状況から受けるインパクトも一様ではない。

現在、土地紛争が顕在化していないのは、内戦を勝ち抜いたRPF政権の正統性がなお国民の認知を得ており、結果として政権が一応の安定を保っているからである。しかしながら、こうした強制力に正統性の基盤をおく現在の統治体制が、いつまで安定的に推移するかは誰にもわからない。そして、強制力以外の正統性をもちえないまま政権が脆弱化したとき、第2の問題がエスニックな装いを帯びて（すなわちツチ、フツ対立の図式に転化されて）政治の表舞台に噴出してくる可能性がある。それがきわめて危険な状況であることは説明を要しないだろう。

人口増加や自然環境劣化だけが土地問題の原因なのではなく、その発現には国家レベルの政治変動が強く影響しているというルワンダの事例は、実のところ、アフリカの多くの国が直面する土地問題の構造と通底している。土地紛争の頻発、そして土地法改革の波のなかで明確化したのは、アフリカでは土地が社会関係を反映する鏡であり、それゆえ今日の土地問題は政治をめぐる問題と不可分だということであった。本章で論じたルワンダの土地問題は、大量虐殺を経験した特異な国の事例としてではなく、他のアフリカ諸国との連続性のなかで論じられねばならない。

[注] —————

- (1) ルワンダの農業構造と農業生産の推移については、武内[2000c], Takeuchi and Marara [2000]で論じた。
- (2) 虐殺を専ら人口増大や自然環境悪化によって説明する論理についてはUvin [1998]が詳細な検討と批判を加えている。彼の主張は、ルワンダの虐殺を主に人口や生態の変化から説明しようとする態度は、それ自身きわめて政治的だと

いうものである。虐殺に際して旧政権の中核が煽動を繰り返したこと、そして虐殺そのものが綿密に計画されていたことを論じずに、人口増加が生態系の悪化を招き、紛争に繋がったというマルサス的論理だけを強調するなら、そうした環境決定論は旧政権が犯した罪を隠蔽することになると彼は断じる。筆者もこの主張には同感である。彼はまた、環境悪化と虐殺の関係を論じた先行研究について、①この二つに直接的な関係を認める議論、②ある程度の関係を認める議論、③両者に全く関係を認めない議論の三つに分類し、自らは第2の立場から第3の立場に変化したと位置づけている (Uvin [1998: 180-184])。この点に関して筆者は、両者を直接的に結びつける議論は受け入れられないが、やはり虐殺が恐るべき規模に拡大した要因として土地不足や環境劣化にともなう貧困化は重要であり、政治的要因だけではそれを説明できないと考える (武内 [2000a])。この点について、ほかにAndré et Lavigne-Delville [1998] も参照。

- (3) この点については、従来から日本のアフリカ研究者も指摘してきた。たとえば、吉田[1975]、高根[1998]などを参照。
- (4) コンゴ民主共和国は、独立以降コンゴ（レオポルドヴィル）(1960～64年)、コンゴ民主共和国(1964～65年)、コンゴ（キンシャサ）(1965～71年)、ザイール共和国(1971～97年)、そして1997年5月以降は再びコンゴ民主共和国と国名を変遷させてきた。以下本章では、コンゴと記すことにする。
- (5) 最近の土地紛争に関しては、たとえば*Review of African Political Economy* [2000]の特集を参照。ジンバブエ、ケニア、エリトリア、南アなどの事例が検討されている。邦語文献としては津田[2000]、平野[2000]などがある。
- (6) 近年アフリカ諸国で土地法改革が問題になっている背景には、白人入植地における過去の清算という問題とともに、発展の基礎条件として土地に対する個人の権利確立が必要だととの認識がある。ルワンダにおいても1996年に土地法改革案が発表され、現在政府内で検討が続いている (武内 [2000e])。アフリカの土地法改革をめぐる最近の状況については、Palmer [2000]を参照。
- (7) アフリカにおいては一般に土地に対して多様な権利が重層的に存在するから、近代的所有権を連想させる「所有」という言葉ではなく、「保有」という言葉を使うべきだとの主張がある (吉田 [1975])。筆者も基本的にこの意見に同意する。しかし、本章では、とくに第3、4節において、所有地と経営地との違いを論じるために、保有という言葉では両者の相違が曖昧になる恐れがある。この点を考慮し、本章では植民地期までは「(土地) 保有」という言葉を用いるが、「社会革命」(後述)を経て土地に対する権利関係が変化した後は、「(土地) 所有」という語を用いることとする。なお、後述するように、「(土地) 所有」とはいってもそこでみられる権利は近代的な所有権と必ずしも一致しない。
- (8) 本節の記述は、断りのないかぎり Maquet et Naigiziki [1957], Adriaenssens [1962] に依拠している。

- (9) 以下、ルワンダ語の単語についてはイタリック体で表記する。
- (10) 森林の利用者として狩猟採集民のトゥワ *Twa* (ピグミー) がいるが、森林開墾に際してはトゥワに謝礼が支払われる。
- (11) ウムリヤンゴとインズは、それぞれサブクランとリネージ (Adriaenssens [1962])、あるいは大リネッジと小リネッジ (d'Hertefelt [1971]) などと訳される。いずれも数世代の深度をもつ血縁集団だが、両者のうちではインズの世代深度の方が浅い。
- (12) ただし、両者の関係は非常に密接であり、パトロンはクライアントを自分の娘と結婚させることもあった。こうした婚姻関係を通じてクライアントのリネッジ出身の家族がパトロン側の集団へ同化することもしばしばであった。
- (13) Maquet et Naigiziki [1957] も、Adriaenssens [1962] も、この言葉を使っている。ウブコンデに関する成文法 (「1961年5月26日付法令No. 530/1」) では “*baretwa coutumiers*” という言葉が用いられており、“client coutumier”はその単数形 (“*baretwa*”は“clients”的意味) の从訳である。
- (14) イギキンギについては、Nkurikiyimfura [1994]、武内 [2000b] も参照のこと。
- (15) 王宮統治下の土地には、イギキンギとイサンプのほかに、残存したリネッジ共有地であるインゴビ・イギセクル (*ingobi y'igisekuru*) があった。ここでは詳しく触れないが、Adriaenssens [1962] を参照のこと。このリネッジ共有地は、王宮支配が強化された植民地体制下で急速に消滅した。
- (16) 賦役、貢納の一般的な事例は次のようなものである。チーフ向けに、食糧、ビール、布地など現物の貢納と、5日 (ルワンダの暦で1週間にあたる) のうち2日の賦役。その他、主要作物であるソルガムとインゲンの収穫後 (それぞれ6～7月、12～1月) にムワミ向け貢納の徵発があった。
- (17) 牧畜民が一般にかなりの程度農耕に依存していることについては、佐藤 [1984] を参照。
- (18) 植民地化以前のルワンダ王国における統治の性格については、武内 [2000b] で論じた。ドイツ領期の軍事的平定についてはLouis [1963] が詳しい。
- (19) ベルギーによる植民地行政改革については多くの文献で論じられている。とくに、Lemarchand [1970]、Reyntjens [1985]、Newbury [1988]、Rumiya [1992] などが詳しい。
- (20) 植民地当局のルワンダ伝統社会に関する認識については、たとえばChrétien [1985]、Vidal [1985]、Rumiya [1992: 133-143]などを参照。
- (21) 植民地期の農業政策については、武内 [2000c] でも若干論じた。
- (22) Adriaenssens [1962] などで用いられている “client politique” という言葉は、ウブコンデの存在を認めた「1961年5月26日付法令No. 530/1」で用いられている “*mugererwa politique*” の从訳である。

- (23) 「社会革命」(Révolution sociale)をかっこ付けするのは、フツ・エリートが政権中枢を握った独立以降の政権によってこの言葉が意識的に用いられたからである。そこには、この政治変動を封建制から共和制への進歩的な移行過程と定義する意図が込められていた。こうした認識から距離をおくため、ここではかっこを付けている。「社会革命」の過程については、Lemarchand [1970], Reyntjens [1985]が詳しい。
- (24) この法案は、ムワミが署名を拒否したため、植民地当局の最高権力者ロジスト大佐によって署名された。
- (25) 本章では紙幅の関係で詳述できないが、植民地当局はかなり早い段階からイギキンギの整理、統合を望んでいた。地方行政システムの合理化、近代化を推進したい植民地当局にとって、イギキンギの存在は行政単位の細分化と混乱をもたらすだけだと考えられたからである。すでに1926年には、ムワミは新たにイギキンギの創設を制限されている(Reyntjens [1985: 119])。また、植民地期末期におけるイギキンギ廃止には、それ以前に施行されたウブハケ(*ubuhake*)廃止政策が影響を与えている。ウブハケとは牛を介したパトロン・クライアント関係であり、上位の政治権力者はクライアントに牛を委託し、対価として賦役や貢納を得た。植民地当局の指導もあって1954年にウブハケは廃止され、牛を委託者側に3分の1、受託者側に3分の2の割合で分割することが決まった。これによって多くのクライアントが牛の所有権を得たのであるが、パトロンが放牧地を使用させなかつたために、せっかく手にした牛を事実上飼育できない人々が続出し、大きな社会問題となつた。これがイギキンギ廃止への要求を強める背景をなした(詳細はNkurikiyimfura [1994], Reyntjens [1985]などを参照)。
- (26) たとえば、「政治的クライアント」が、ウブコンデ保有者が権利をもつ未開墾の土地に入植した場合、その土地の3分の2を彼の所有地とし、3分の1がウブコンデ保有者に返還される。また、開墾済みの土地に入植した場合は、3分の1が「政治的クライアント」のものとなり、3分の2がウブコンデ保有者に返還される。
- (27) 北西部の政治勢力にとって「社会革命」の内実は植民地化以前の状態への「復古」を意味したのだ、というこの法律に関するレインツェンスの評価は、正鵠を射たものといえよう(Reyntjens [1985: 490])。
- (28) 本節で述べる難民の動向は、当然ながら独立前後からのルワンダ政治史に密接に関連している。本章ではその概略を述べるにとどめるが、詳細については、たとえばPrunier [1995], Lugan [1997], Reyntjens [1994]などを参照のこと。また、武内 [1998]も年表形式で政治動向をまとめている。
- (29) ルマルシャンは、1962年初めの段階でウガンダのキャンプに3万5000人、1963年に北キヴ(コンゴ)のキャンプに1万5000人、やはり1963年にブルンジ

に4万5000人のルワンダ難民が確認されたと述べている (Lemarchand [1970: 207, 211, 216])。

- (30) しかし結局、カイバングは1973年7月に当時国防相であったハビヤリマナのクーデタによって失脚する。カイバングはギタラマ出身のフツだったが、ハビヤリマナはギセニイ出身のフツであった。
- (31) 詳細について、たとえばReyntjens [1994], Association rwandaise pour la défense des droits de la personne et des libertés publiques [1992]などを参照。
- (32) いずれの政権においてもツチに対して有形無形の差別がなされたし、ハビヤリマナ政権は人口過剰を理由に難民帰還を原則として認めなかつた。
- (33) 1994年の「旧難民」帰還者数が90万人という表2の数字は、過大評価の可能性が強い。Mamdani [2000]は、さまざまな資料を検討し、1990年代初頭に大湖地域にいたルワンダ難民数を50万～60万人と推計している。この時期にUNHCRに登録された難民数はこの3分の2強であり、ブルンジに26万6000人、ウガンダに8万2000人、タンザニアに2万2000人、コンゴに1万3000人であった (Mamdani [2000: 307])。ただし、1994年に大量の「旧難民」が周辺国から帰還したことは間違いない。
- (34) 4階層の平均経営地面積からジニ係数を算出すると、0.32となる。
- (35) 「ペイザナ」(paysannat)は近代的な小農育成を目指した開発プログラムで、コンゴやルワンダ、ブルンジで植民地期以降に実施された。政府が土地区画を整備し、そこに農民を入植させて近代的農業技術を提供した(Bart [1993]など参照)。
- (36) 武内 [2000d], Takeuchi and Marara [2000]でも若干論じたが、一般に土地借料の水準は決して高くない。後述するギシャンヴのような人口稠密地域であっても、年間土地借料は雇用労働者の賃金数日分の水準が普通である（土地借料は通常金納であり、分益小作はほとんどみられない）。ただし、バナナなど永年作物の利用権を含む場合の借地料はその数倍の水準に跳ね上がる。
- (37) この点についてはMathieu [1996]が詳細に論じている。同様の指摘は、吉田 [1975]や高根 [1998][1999]でもなされている。
- (38) 家族、リネッジについてBlarel [1994]はとくに定義を与えていないが、この場合家族は3世代程度の深度と考えるのが妥当だろう。リネッジはさしあたりそれ以上の深度の血縁集団と考えられる。
- (39) 現在のルワンダの地方行政単位は、県(Prefecture)→コミューン→セクター(Secteur)→セル(Cellure)である。一般にセルは数百人から千人程度、セクターは数千人から1万人程度、コミューンは数万人程度の人口を擁する。
- (40) たとえば、この調査はウムタラ県における世帯当たり平均土地所有面積を0.59ヘクタールとしているが、これは筆者らの調査データのみならず、内戦前

のデータと比較しても疑問である。筆者らがインタビューした農業省の担当官自身、この数字を疑問視していた。

- (41) 調査方法については、Takeuchi and Marara [2000]、武内 [2000d]を参照。これらは1999年に実施した調査の報告である。1999年に所有地、経営地を実測した約40世帯については、2000年にも再訪して所有地、経営地の変化などについて質し、必要があれば再度実測した。以下に示すデータは、2000年の調査によって修正を加えたものであり、1999年のデータであってもTakeuchi and Marara [2000]、武内 [2000d]で示した数値とは異なる場合がある。
- (42) 1991年センサスによれば、ギシャンヴの位置するブタレ県の人口密度は平方キロメートル当たり471人で、全国平均の271人よりかなり高い。ルカラが位置するウムタラ県は内戦後新たに創設されたのでこの時期のセンサスにはないが、同じ東部のキブンゴ県の人口密度は161人で、全国最低である(République rwandaise [1991])。
- (43) 低湿地開発は植民地期に始まり、近年急速に進行した(Bart [1993], Cambray [1984], Takeuchi and Marara [2000], 武内[2000c])。もともと低湿地は共有地だったので、土地の獲得には占有と耕作が先行し、それを行政(コムーネ)が追認する形をとるのが普通である。そのため農民側は、これを国家から贈与されたと認識するのである。そこでの食糧栽培(とくにサツマイモ)は農民の自給にとって重要であるが、丘の上にある畑と比較すれば面積的には微々たるものである。
- (44) 「新難民」が不在の間に土地を占拠していた「旧難民」の扱いとして、ルカラでは一般に、前者が後者に自分の土地を完全に折半して与える方法がとられている。したがってルカラでは、隣人と全く同じ面積の土地を所有しつつも、片方は「相続」によって、もう一方は「贈与」によって土地を取得したと述べる例が多数みられた。多数の難民を受け入れができるほど、内戦前のルカラの土地所有規模は大きかったともいえる。
- (45) もっともこの地域では、セルやセクターにとどまらず、コムーネのレベルでも「旧難民」が行政上重要なポストを占めている。つまり、中央官庁から地方行政の末端まで「旧難民」の影響力が強い。
- (46) ルワンダフラン(Francs rwandais)はルワンダの通貨。為替水準は2000年9月の段階で、1米ドル=約420ルワンダフラン。
- (47) 土地面積と借地料水準に必ずしも一定の関係があるわけではないが、200~600平方メートルの畠の借料が1000~1500ルワンダフラン程度である。
- (48) Bはこのように女性が土地への権利要求を強めたのは、最近女性にも平等に相続を認める法律(1999年11月12日付No. 22/99法)が制定されたことが影響していると述べた。
- (49) アルーシャ協定は、1993年にルワンダ愛国戦線とハビヤリマナ政権との間で

合意された和平協定である。難民に関する合意は同年6月9日になされ、第4条にこの規定がある。

- (50) 筆者らが土地を実測したギシャンヴの世帯のなかで、少なくとももう1世帯が帰還した「旧難民」から土地の返還を要求されていた。
- (51) バナナ畑の借地料は一般的な借地料に比べてかなり高い。なお、一般的な借地では、そこにバナナやコーヒーなど永年作物が植わっている場合、借地人はそれらの利用権をもたないことが普通である。
- (52) ルカラではバナナ畑の借地は全くみられなかった。
- (53) 集村化計画については、武内[2000c], [2000e], Takeuchi and Marara [2000], Hilhorst and van Leeuwen [1999], Van Hoyweghen [1999], RISD [1999]などを参照。Hilhorst and van Leeuwen [1999]は集村化計画に批判的な立場からの議論である。
- (54) 現行のルワンダ土地法には土地取引についてさまざまな制限があるが、政府はこうした制限を緩和する方向で土地法改革を検討している。1997年にFAOとUNDPの調査団が発表した提案(Barrière [1997])や、それを叩き台として作られた農業省による法案(République rwandaise [1999])においては、自由化の方向が明示されている。

[付記] 本章執筆にあたっての現地調査は、平成11年度アジア経済研究所地域基本課題事業、平成11年度文部省科学研究(国際学術研究)「アフリカ小農および農村社会の脆弱性増大に関する研究」(研究代表者島田周平教授)、および平成12年度文部省科学研究(基盤研究(A)(1))「アフリカの農村貧困問題に関する社会経済史的研究」(研究代表者池野旬助教授)の補助金によって可能となった。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 佐藤俊[1984]「東アフリカ牧畜民の生態と社会」(『アフリカ研究』第24号) pp. 54-79。
- 高根務[1998]「ガーナのココア農村の土地制度と農村開発」(『開発学研究』第9巻 第1号) pp. 11-24。
- [1999]『ガーナのココア生産農民一小農輸出作物生産の社会的側面ー』アジア経済研究所。
- 武内進一[1998]「ルワンダ史年表」(武内編[1998]) pp. 261-316。
- [2000a]「アフリカの紛争—その今日的特質についての考察ー」(武内編[2000])

pp. 3-52。

- [2000b]「ルワンダのツチとフツー植民地化以前の集団形成についての覚書—」
(武内編[2000]) pp. 247-292。
 - [2000c]「ルワンダの農業部門と農業・農村政策」(高根務編『現代アフリカにおける国家、市場、農村社会』アジア経済研究所) pp. 1-43。
 - [2000d]「ルワンダの農業と小農」(島田周平編『アフリカ小農及び農村社会の脆弱性増大に関する研究』(平成9年度～11年度科学研究費補助金[基盤研究(A)(2)]研究成果報告書) pp. 81-112。
 - [2000e]「ルワンダの復興と新農村政策—土地法改革と集村化をめぐって—」
(『アフリカレポート』No. 31) pp. 11-14。
- 武内進一編[1998]『現代アフリカの紛争を理解するために』アジア経済研究所。
- [2000]『現代アフリカの紛争—歴史と主体—』アジア経済研究所。
- 津田みわ[2000]「複数政党制移行後のケニアにおける住民襲撃事件—92年選挙を画期とする変化—」(武内編[2000]) pp. 101-182。
- 平野克己[2000]「ジンバブウェ2000年総選挙—破滅か再生か—」(『アフリカレポート』No. 31) pp. 2-6。
- 吉田昌夫[1975]「アフリカにおける土地保有制度の特質と農業社会の変容」(吉田編[1975]) pp. 1-12。
- 吉田昌夫編[1975]『アフリカの農業と土地保有』アジア経済研究所。

〈外国語文献〉

- Adriaenssens, J. [1962] *Le droit foncier au Rwanda*, mimeo.
- Amselle, Jean-Loup et Elikia M'bokolo dir. [1985] *Au coeur de l'ethnie: ethnies, tribalisme et état en afrique*, Paris: Editions la découverte.
- André, Catherine [1998] "Terre rwandaise, accès, politique et réformes foncières," dans Reytjens, F. et S. Marysse dir. [1998] pp. 141-173.
- André, Catherine et Philippe Lavigne-Delville [1998] "Changements fonciers et dynamiques agraires: le Rwanda, 1900-1990," dans Lavigne-Delville dir. [1998] pp. 157-182.
- André, Catharine et Jean-Philippe Platteau [1996] "Land Tenure under Unendurable Stress: Rwanda Caught in the Malthusian Trap," *Cahiers de la Faculté des Sciences Economiques et Sociales*, No. 164, pp. 1-49.
- Association rwandaise pour la défense des droits de la personne et des libertés publiques [1992] *Rapport sur les droits de l'homme au Rwanda: septembre 1991—septembre 1992*, Kigali.
- Barrière, Olivier [1997] *Réforme foncière au Rwanda: Propositions de fonds en vue de l'élaboration d'une législation foncière cadre*, PNUD/FAO: Kigali.

- Bart, François [1993] *Montagnes d'Afrique, terres paysannes: le cas du Rwanda*, Talence: Presses Universitaires de Bordeaux.
- Blarel, Benoit [1994] "Tenure Security and Agricultural Production under Land Scarcity: The Case of Rwanda," in John Bruce W. and Shem E. Migot-Adholla eds. [1994], pp. 71-95.
- Bruce, John W. and Shem E. Migot-Adholla eds. [1994] *Searching for Land Tenure Security in Africa*, Washington: The World Bank.
- Cambrezy, Luc [1984] *Le surpeuplement en question: organisation spatiale et écologie des migrations au Rwanda*, Paris: Orstom.
- Chrétien, Jean-Pierre [1985] "Hutu et Tutsi au Rwanda et au Burundi," dans J.-L. Amselle, et E. M'bokolo dir. [1985], pp. 129-166.
- d'Hertefelt, Marcel [1971] *Les clans du Rwanda ancien: Elements d'ethnosociologie et d'ethnographie*, Tervuren: Musée Royal du l'Afrique Centrale..
- Goyvaerts, Didier ed. [2000] *Conflict and Ethnicity in Central Africa*, Tokyo: ILCAA.
- Hilhorst, Dorothea and Mathijs van Leeuwen [1999] *Imidugudu, Villagisation in Rwanda: A Case Study of Emergency Development?* Wageningen Disaster Studies, Disaster Sites, No. 2.
- Lavigne-Delville, Philippe dir. [1998] *Quelles politiques foncières pour l'Afrique rurale?: Réconcilier pratiques, légitimité et légalité*, Paris: Karthala.
- Lemarchand, René [1970] *Rwanda and Brundi*, London: Pall Mall Press.
- Le Roy, Etienne, Alain Karsenty et Alain Bertrand dir. [1995] *La sécurisation foncière en Afrique: pour une gestion viable des ressources renouvelables*, Paris: Karthala.
- Louis, W.M. Roger [1963] *Ruanda-Urundi, 1884-1919*, Oxford: Clarendon Press.
- Lugan, Bernard [1997] *Histoire du Rwanda: De la préhistoire à nos jours*, Courtry: Bartillat.
- Mamdani, Marmood [2000] "The Political Diaspora in Uganda and Background to the RPF Invasion," in Didier Goyvaerts ed. [2000], pp. 305-353.
- Maquet, Jacques J. et Saverio Naigiziki [1957] "Les droits fonciers dans le Rwanda ancien," *Zaire*, Vol. XI-4, pp. 339-359.
- Mathieu, Paul [1996] "La sécurisation foncière entre compromis et conflits: un processus politique?" dans P. Mathieu, P.-J. Laurent et J.-C. Willame dir. *Démocratie, enjeux fonciers et pratiques locales en Afrique: Conflits,*

- gouvernance et turbulences en Afrique de l'Ouest et centrale*, Bruxelles: Institut Africain-CEDAF.
- Migeotte, François [1997] *Une colline Rwandaise à travers ses pratiques d'élevage*, Tervuren: Musée Royal de L'Afrique Centrale.
- Newbury, Catharine [1988] *The Cohesion of Oppression: Clientship and Ethnicity in Rwanda, 1860-1960*, New York: Columbia University Press.
- Nkurikiyimfura, Jean-Népomucène [1994] *Le gros bétail et la société rwandaise, évolution historique: dès XII^e—XIV^e siècles à 1958*, Paris: L'Harmattan.
- Office of United Nations Resident Coordinator for Rwanda [2000] *Common Country Assessment Papers, No. 3 (Resettlement & Reintegration)*, Kigali.
- Palmer, Robin [2000] "Land Policy in Africa: Lessons from Recent Policy and Implementation Processes," in Toulmin and Quan eds. [2000] pp.267-288.
- Prunier, Gerard [1995] *The Rwanda Crisis, 1959-1994; History of a Genocide*, London: Hurst & Company.
- Republic of Rwanda, Ministry of Agriculture, Animal Resources, and Forests [2000] *Results of the Food Security Survey: Phase I*, Kigali.
- République rwandaise, Ministère de l'agriculture et de l'élevage [1992] *Enquête nationale agricole 1990: Production, superficie, rendement, élevage et leur évolution 1984-1990*, Kigali.
- République rwandaise, Ministère de l'agriculture, de l'élevage, de l'environnement et du développement rural [1999] *Avant-projet de loi portant régime foncier du Rwanda*, Kigali.
- République rwandaise, Service National de Recensement [1991] *Recensement général de la population et de l'habitat au 15 août 1991*, Kigali.
- Review of African Political Economy* [2000] "The Struggle for Land." (特集号)
- Reyntjens, Filip [1985] *Pouvoir et droit au Rwanda; Droit public et évolution politique, 1916-1973*, Tervuren: Musée Royal de l'Afrique Centrale.
- [1994] *L'Afrique des grands lacs en crise, Rwanda, Burundi: 1988-1994*, Paris: Karthala.
- Reyntjens, Filip. et S. Marysse dir. [1998] *L'Afrique des grands lacs, Annuaire 1997-1998*, Paris: L'Harmattan.
- RISD [1999] "Land Use and Villagisation in Rwanda," A paper presented at the "Land Use and Villagisation Workshop" held at Kigali on 20th and 21st September 1999.
- Rumiya, Jean [1992] *Le Rwanda sous le régime du mandat belge (1916-1931)*,

- Paris: L'Harmattan.
- Takeuchi, Shin'ichi and Jean Marara [2000] *Agriculture and Peasants in Rwanda: A Preliminary Report*, Chiba: Institute of Developing Economies.
- Toulmin, Camilla and Julian Quan eds. [2000] *Evolving Land Rights, Policy and Tenure in Africa*, IIED and NRI.
- Uvin, Peter [1998] *Aiding Violence: The Development Enterprise in Rwanda*, Connecticut: Kumarian Press.
- Van Hoyweghen, Saskia [1999] "The Urgency of Land and Agrarian Reform in Rwanda," *African Affairs*, No. 98, pp. 353-372.
- Vidal, Claudine [1985] "Situations ethniques au Rwanda," dans J.-L. Am-selle, et E. M'bokolo dir. [1985], pp. 167-184.